

# 業務指示書

## ベトナム国産業振興基盤強化にかかる情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとしします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年4月19日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 竹田 圭宏 Takeda.Yoshihiro@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年4月24日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としてします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としてします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- ( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- ( ) 外国籍人材の活用を認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- ( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

- 注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。
  - ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
  - ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：産業・中小企業振興にかかる各種業務

##### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／産業・中小企業振興政策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：産業・中小企業振興政策にかかる各種業務

2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 中小企業現状分析・企業診断】

1) 類似業務の経験：中小企業現状分析・企業診断にかかる各種業務

2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全世界での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 生産技術】

- 1) 類似業務の経験：生産技術にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 産業・中小企業金融】

- 1) 類似業務の経験：産業・中小企業金融にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年5月12日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

### 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。なお、見積のうち下記については、別見積としてください。
  - (1) 旅費（航空賃）
  - (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - (5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VDN1 = 0.004979 円 , US\$1 = 112.217 円 , EUR1 = 118.543 円)

### 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) プレゼンテーションは実施しません。
- (○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - (○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 5月18日(木) 14:00～16:00

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部(麹町)2F 208会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定したH時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/産業・中小企業振興政策

中小企業現状分析・企業診断

生産技術

産業・中小企業金融

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

16.41 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

## (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年6月2日（金）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*
- \*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。



## 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

## 6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達 > コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

### (3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

### (4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### (3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

## 8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

ベトナム国産業振興基盤強化にかかる情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(24.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/産業・中小企業振興政策	(19.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	7.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(5.00)	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	4.00
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 中小企業現状分析・企業診断	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 生産技術	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力： 産業・中小企業金融	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	2.00	
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的、内容に関する事項

### 1 業務の背景

経済成長が著しいベトナムには日系企業を含む多くの外資系企業が進出しており、優良なサプライヤーの台頭に期待が寄せられている。この表れとして、日越共同イニシアティブでも、裾野産業の育成が重要課題の一つとして掲げられており、特に中小企業は裾野産業の大半を構成するものとして、その振興が急務となっている。

ベトナムにおける中小企業振興の取り組みは、2001年に策定された中小企業振興政令（2009年に一部改定）を土台として、計画投資省企業開発庁（以下、「AED」という）を中心に進められている。2006年以降、2010年、2015年までを対象とした中小企業振興5か年計画が策定された。現在は政令を発展させた中小企業支援法案が国会で審議中であり、2017年5月に制定される見込みとなっている。同法案では、(i) 創業支援、(ii) 資金アクセス向上、(iii) 市場アクセス改善、(iv) 技術レベルの向上等が重点項目として掲げられている。法案の制定後は、これら目標を達成するためのビジネス開発サービス（以下、「BDS」という）向上、人材育成等の施策を実施するための政令や決定が、AEDを中心にした関係省庁で定められることとなる。

我が国のベトナムに対する産業・中小企業分野の支援は1999年より実施しており、AEDへの個別専門家<sup>1</sup>派遣、2006～2008年に実施されたAED傘下の中小企業支援センター機能強化を目的とした技術協力プロジェクト「中小企業技術支援センタープロジェクト」に続き、2011～2014年にはAEDを主たるカウンターパートしつつ、関係省庁、地方人民委員会との連携体制の強化を含んだ技術協力プロジェクト「中小企業支援機能強化プロジェクト」等を実施した。また、1999年より実施の円借款中小企業支援事業（ツーステップローン）では、総額で273億円の資金が供与されている。さらに、2000年9月より外国貿易大学（Foreign Trade University: FTU）をカウンターパート機関として「ベトナム日本人材協力センター（以下、「VJCC」という）プロジェクト<sup>2</sup>」を実施し、ビジネス人材の育成に取り組んでいる。

中小企業に対する支援施策としては、2015年までの5か年計画以降、特に創業支援とコンサルテーションの促進、新たに設立された中小企業開発基金（以下、「SMEDF」という）との連携という観点からの取組みの必要性が大きくクローズアップされてきており、中小企業法案でもこれらを念頭に置いている。また、創業支援のためのインキュベーション施設の設置、中小企業がコンサルテーションを受ける際の補助などが具体的な方策として、実施がほぼ決定している。しかし、ベトナム国内における状況を勘案すると、施設運営のノウハウ不足、コンサルテーションを担う人材不足という課題に直面することが予想され、支援の質が担保されることは難しい状況であることは否めない。加えて、SMEDFは2016年5月より商業銀行を介した融資を開始したものの、組織のノウハウ不足、他機関との連携不足等の理由から融資実績が伸びていない。以上の課題を解決す

<sup>1</sup> 「中小企業政策アドバイザー」（2007～2009年）、「中小企業政策実施アドバイザー（援助調整）」（2010～2012年）等

<sup>2</sup> 2016年9月より「ベトナム日本人材協力センター（VJCC）ビジネス人材育成・拠点機能強化プロジェクト」を実施中。

るためには、AEDが全体調整を担いつつ、各市・省で関係機関が総合的に中小企業を支援する体制の構築が求められている。かかる背景の下、ベトナム政府は、AED及び関係機関による中小企業政策の一層の推進を図るための新たな協力の要請を検討している。

本調査では、ベトナム中小企業を取り巻く最新の状況を整理しつつ、コンサルテーション人材の育成と活用、創業支援に向けた方策の検討等を行う。同時に、モデル都市における人材育成と関係機関のネットワーキングによる総合的な支援のパイロット事業を実施することで、ベトナムの状況に合ったコンサルテーション方法等を検討するための情報を収集する。これにより、ベトナムの産業・中小企業振興に向けた今後のJICA協力のあり方を確認するものである。

## 2 業務の概要

### (1) 業務の目的

本調査は、ベトナムにおける産業・中小企業振興の現状・課題を整理するとともに、関連施策に関わる人材育成及び中小企業に対する総合的支援をパイロット事業で試行することによって、同国の産業・中小企業振興に係る現状把握と今後のJICA協力のあり方を明らかにすることを目的とする。

### (2) 業務の対象地域

ハノイ市、ホーチミン市、及びベトナム全土

### (3) 関連省庁・機関

AED、商工省重工業局（以下、「HID」という）、ハノイ市計画投資局（以下、「ハノイDPI」という）、ホーチミン市商工局（以下、「ホーチミンDOIT」という）、SMEDF、VJCC、その他BDS機関

### (4) 本業務に関連する我が国の主な援助活動

- 1) 「中小企業支援事業（Ⅲ）（2009年円借款契約調印）
- 2) 「中小企業政策実施アドバイザー（援助調整）」専門家派遣（2010年～2012年）
- 3) 「投資環境整備アドバイザー」（2010年7月～2014年7月）
- 4) 「ベトナム日本人材協力センター・ビジネス人材育成プロジェクト」（2010年9月～2016年8月）
- 5) 「中小企業支援機能強化プロジェクト」（2011年8月～2014年8月）
- 6) 「工業化戦略策定支援のための情報収集・確認調査」（2011年10月～2013年10月）
- 7) 「ハイフォンにおけるビジネス投資環境アドバイザー」（2012年5月～2014年3月）
- 8) 「ハノイ工業大学指導員育成機能強化プロジェクト」（2013年6月～2017年3月）
- 9) 「バリアンタウ及び南部地域投資ビジネス環境整備アドバイザー」（2013年9月～2015年8月）
- 10) 「投資環境整備アドバイザー」（2014年11月～2016年10月）

- 1 1) 「投資ビジネス環境整備アドバイザー」(2015年8月～2017年8月)
- 1 2) 「ベトナム日本人材協力センター(VJCC)ビジネス人材育成・拠点機能強化プロジェクト」(2016年9月～2021年12月)
- 1 3) 自動車部品産業情報収集・確認調査(2016年12月～2017年6月)

### 3 業務の範囲

本業務は、「2 業務の目的」を達成するため、「4 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5 業務の内容」に示す事項の活動を行うとともに、「6 成果品等」に示す報告書を作成するものである。

### 4 実施方針及び留意事項

#### (1) 本案件の基本的考え方・各コンポーネント間の連携

本業務は企業が抱える経営面・技術面の課題、資金アクセス、市場開拓・拡大等の課題を総合的に支援する体制を確立することにより、現地の裾野産業／中小企業の能力向上を図ることで、産業振興と外国投資促進に資することを目指すものである。

それぞれの課題解決に資する現地BDS機関をネットワーク化し、企業に対し様々な角度から支援を行うとともに、ビジネス支援人材の育成を図り、各企業が抱える課題を適切に把握し、当該課題解決に有効なBDS機関が支援を行える体制作りの効果を本調査により見極める。本調査を通じて得られた現場レベルの情報・知見・成果・課題を分析・活用し、ベトナム側との対話を通じて、施策実施ツールの更なる検討及び施策の立案支援に活かしていくこととする。

また、本調査実施後に想定している協力において、VJCCプロジェクトをはじめとするJICAの既存プロジェクトの成果、及び関連機関の能力を最大限活用することを想定の上、本業務を実施すること。

#### (2) 調査の実施体制

本調査の実施にあたっては、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下、SMRJ)より、以下の専門家を派遣する予定。現地での平均滞在日数は1週間と想定すること。

担当分野	専門家数	想定する業務内容	合計派遣回数(※)	想定人月
全体調整	4名	キックオフ会合、支援人材育成、コンサルティング支援、インキュベーション支援にかかる全体調整	12回	1.87MM
支援人材育成	9名	カリキュラム・教材開発 現地座学研修講師	16回	6.67MM

		企業診断実習講師		
パイロット事業（コンサルティング支援）	4名	支援企業調査 現地コンサルティング	12回	4.80MM
インキュベーション支援	4名	インキュベーションマネージャー 研修（現地座学研修・OJT講師）	12回	2.40MM

（※）調査回数ではなく、各専門家毎の派遣回数を合計したものです。

コンサルタントは、調査内容について上記専門家と相談・調整するとともに、これら専門家の派遣及び現地調査のアレンジを行う。上記専門家の派遣に係る費用（航空賃、日当・宿泊料、謝金、通訳、国内移動等）については、見積書に積算することは不要とし、契約交渉で協議する。

なお、現地調査前後の打合せにはJICA関係者ととともに、SMRJ担当者も出席を予定している。

### （3） JICA 関係者との緊密なコミュニケーション及び他 JICA 案件との連携・整合性の確保

上記2（4）のとおり、ベトナムにおける民間セクター開発分野での協力は多岐にわたっている。日本側・ベトナム側関係者が多く、密接に連携をしながら円滑に業務を進める必要があることから、JICA 産業開発・公共政策部、東南アジア・大洋州部、民間連携事業部、ベトナム事務所、及び JICA が計画投資省外国投資庁（以下、「FIA」という）に派遣中の「投資ビジネス環境整備アドバイザー」や VJCC に派遣中の専門家、産業振興・中小企業振興分野のシニア海外ボランティア（以下、「SV」という）、産業人材育成分野の専門家等と緊密にコミュニケーションを取りつつ業務にあたること。

### （4） ベトナム国政府方針との整合性の確保

本業務では、2017年5月の国会審議・成立を目指し、AED が起草した中小企業支援法に基づき、同法の運用支援を行うものである。今後、同法の細則等についても、順次検討、制定される予定である。これらの動きについて随時フォローの上、法令の内容の検討や運用に関して必要に応じ支援を行うとともに、その進捗を踏まえつつ、効果的な調査を行っていくことに十分留意すること。

また、現在、ベトナム政府の財政は厳しい状況にあるため、施策を実施する上で、財源の制約がボトルネックとなるリスクがあることから、予算要求のプロセス、財源の確保状況、予算の執行状況等に十分留意すること。また、本調査終了後の協力が財政面で問題が発生することなく実施できるように最大限努めること。

### （5） 「日越共同イニシアティブ」との連携

中小企業振興に関しては、日越共同イニシアティブのフェーズVIのワーキング



グループ 5 (以下、「WT5」という)でも取り上げられ、中小企業が抱える課題の分析及び中小企業支援施策にかかる提言を行うとともに、中小企業支援法案起草内容にかかる側面支援等を行ってきている。本業務の実施にあたっては、日越共同イニシアティブの他のワーキンググループの活動、特に裾野産業支援にかかる検討状況を十分踏まえること。また、本業務を実施していく過程で確認された政策・法制度面の諸課題については、日越共同イニシアティブにおける議論で取り上げられることも考えられるため、関係者からの求めに応じ日越共同イニシアティブ及び同ワーキンググループへの報告を行う等、関係者との情報共有を適切に行うこと。

(6) ベトナムに進出している、または進出を検討している本邦企業とのリンケージ促進

日本、ベトナム二国間の外交関係の強化も背景に、今後、ベトナムに進出する日本企業の増加を通じた両国間の更なる経済関係の強化が期待されている。また、ベトナム政府は製造業の強化及び国内民間企業の振興を目指しており、国内民間企業の競争力向上にあたって、FDI企業と国内企業のリンケージ創出は重要課題の一つとなっている。ベトナム政府側からは、日本企業とのリンケージ強化による、現地中小企業の底上げを高く期待されている。

そのため、本業務においてはベトナム政府による日本企業と現地企業とのリンケージ促進についての支援を行う。具体的にはベトナム進出に関心を有する日本企業及びジェットロ等の投資促進機関からのニーズの聞き取りや、これら企業との意見交換を積極的に行うよう留意し、現地企業の課題の改善に繋げる。また、本業務におけるパイロット活動の実施を通じて、実施期間中にリンケージに係る具体的な事例が生まれるよう、最大限努力すること。

(7) C/P のオーナーシップの確保

本業務の実施にあたって C/P のオーナーシップが必要とされる内容については、それを確保しながら、共同で業務を進めることに十分留意する必要がある。自立的な運営を促していく観点から、C/P の主体的な取り組みを醸成し、助言・支援を行う。このような取り組みを通じて、本業務終了後の JICA の協力において協力効果が向上するような素地を作ることにより、C/P への技術移転及び組織強化の達成を目指していく。

(8) ベトナム進出を検討する本邦企業の相談事項等に関する情報交換

本邦企業の動向・ニーズについては、FIA に派遣されている JICA 「投資ビジネス環境整備アドバイザー」やジェットロ等との情報交換を密に行うこと。また本業務の実施期間中には、ベトナムへの進出を検討中の企業からの相談・照会を受けられるケースも想定されるが、これらの個別企業にとっての直接の連絡窓口はジェットロ及び「投資ビジネス環境整備アドバイザー」、ないし AED 及び FIA 等ベトナム側関係機関職員であることに留意して対応すること。

(9) 現地傭人の有効活用

ベトナムにおいては法令・規則・通達等がベトナム語でしか入手できない場合もあるところ、現地傭人を積極的に活用して各種行政手続きの把握を行い、業務に活用すること。また、本業務従事者が不在の間も現地傭人が業務にあたる等の対応を検討することで、円滑に業務を運営する体制を確保すること。

5 業務の内容

以下に JICA が想定する業務を記載する。コンサルタントはより効果的、効率的に本業務の目的を達成する方法があれば、プロポーザルにて提案すること。

(1) 事前準備（国内作業）及びインセプション・レポートの説明・協議

- 1) 既存情報の収集・整理・分析及び現地作業内容の検討
- 2) インセプション・レポート（案）の作成
- 3) インセプション・レポート（案）の説明・協議等を行う。
  - ① インセプション・レポート（案）を JICA 産業開発・公共政策部、JICA ベトナム事務所に説明・協議し、事前調査内容、業務実施方針、業務実施方法等につき了解を得る。
  - ② インセプション・レポート（案）を AED、HID、ハノイ DPI、ホーチミン DOIT、SMEDF 及び VJCC に説明・協議し、事前調査内容、業務実施方針、業務実施方法等につき了解を得る。
- 4) キックオフミーティングの開催
  - ① 上記 3) を踏まえ、ハノイ及びホーチミンにて関係機関に対し本調査にかかるキックオフミーティングを開催する。本ミーティングの開催時期については 6 月下旬～7 月上旬を想定している。なお、事前の現地調査を通じ想定している本業務の関係機関は以下のとおり。

i. ハノイ

ハノイ DPI、SMEDF、VJCC ハノイ、HaUI、ベトナム生産性本部（以下、VNPI）、北部中小企業支援センター（以下、TAC）、ハノイ経営技術大学（HUBT）、ベトナム貿易振興庁（以下、Vietrade）、ベトナム商工会議所（以下、VCCI）、裾野産業協会（以下、VASI）

ii. ホーチミン

ホーチミン DOIT、SMEDF、VJCC ホーチミン、ホーチミン職業訓練短期大学 HVCT、南部 TAC、品質保証試験センター（Quatest 3）、サイゴンハイテクパーク（SHTP）、VNPI、Vietrade、VCCI

(2) ベトナムにおける産業・中小企業振興にかかる現状把握

- 1) 公的支援機関（中央政府、地方人民委員会）の政策・施策動向、財政・予算配分、組織・人員体制、サービス水準の確認（経営（財務会計含む）・技術研修

(カリキュラム・レベル、教材、講師の質、施設・機材)、コンサルテーション、技術支援、情報提供、クラスター・バリューチェーン等)

- ① 先行案件の報告書等既存資料のレビュー及び追加訪問調査等を通じ、上記につき確認・整理を行う。
  - 2) 民間支援機関、支援動向、サービス水準の確認
    - ① 民間支援機関及び人材の洗い出しとリスト作成 (パイロット地域 (ハノイ市、ホーチミン市) 中心) を行う。
    - ② 支援内容・サービス水準の確認 (経営 (財務会計含む)・技術研修 (カリキュラム・レベル、教材、講師の質、施設・機材)、コンサルテーション、技術支援、情報提供、クラスター・バリューチェーン等) を行う。なお、本調査にあたっては、公的支援機関が担うべき役割等、民間支援機関との関係から考慮すべき点についても整理を行う。
  - 3) ドナーの支援内容の確認
    - ① 各ドナーが行っている関連事業の確認 (経営研修 (財務会計含む)、コンサルテーション、技術支援、情報提供、クラスター・バリューチェーン等) を行う。
    - ② 他国における関連事業についてもレビューを行う。
  - 4) 中小企業の実態に関する各種調査結果の整理・追加調査
    - ① 上記1)～3)を活用し、中小企業の実態 (売上高・利益・従業員数・人件費等の確認も含む) に関しレビューを行うとともに、必要に応じ経営面・技術面等の課題、支援ニーズ等につき追加調査を実施する。
  - 5) 金融及び財務会計分野に係る調査
    - ① 金融法制、主な (中小) 金融機関、政策金融制度、出融資関連規制、信用保証、ベンチャーキャピタル等につき調査する。
    - ② 会計制度の実態 (会計等を規制する法規制、会計基準、監査制度等)、財務会計普及に係るベトナム政府の取り組みと課題を調査するとともに、現地の状況に合った記帳指導体制や普及活動のあり方の提言を行う。提言にあたっては、(5)にて検討する支援人材の役割・機能とも併せて検討すること。
  - 6) 中小企業支援法に関連する政令の把握・助言
    - ① 今後制定すべき必要細則等の検討及びリスト作成、細則制定状況の確認を行う。
    - ② 細則制定に際しての関連情報・事例、助言を提供する。
- (3) 総合支援体制確立に向けた調査
- 1) 経営・技術支援体制構築に向けた調査
    - ① 上記(2)を踏まえ、VJCCを含む、経営面・技術面でのネットワークに参画する支援機関の抽出を行う。
    - ② 上記機関の役割分担・協力体制構築について検討する。

- 2) 資金アクセス向上支援体制構築に向けた調査
    - ① SMEDF 等中小企業金融機関における融資受付・審査・実行・モニタリング体制を確認する。
    - ② 上記①を踏まえ、SMEDF 等中小企業金融機関の能力強化にかかる検討・提言を行う。
    - ③ 上記②に基づき、SMEDF 等中小企業金融機関の能力強化策の中で特に短期で対応・実施可能な項目について試行する。
  - 3) マーケットアクセス向上支援体制構築に向けた調査
    - ① 上記(2)を踏まえ、マーケットアクセス向上支援にかかるネットワークに参画する支援機関を抽出する。
    - ② マーケットアクセス向上支援にかかる活動内容を検討し、特に短期で対応・実施可能な項目について試行する。
  - 4) 総合支援拠点の体制確立に向けた調査
    - ① 上記1)～3)を踏まえた総合支援拠点の機能・役割を検討する。
    - ② 中小企業の利便性とサービス提供の効率性が高めるための総合支援拠点の能力強化と各支援機関とのレファラル体制構築に向けた提言を行う。
- (4) 総合支援体制確立のためのパイロット事業実施
- 1) パイロット地域における総合支援活動の試行
    - ① VJCCを含む、総合支援ネットワークに参画する支援機関、及び人材を明確化する。
    - ② パイロット活動の対象となる支援企業の選定し、課題を把握する。
      - i. 支援企業の選定にあたっては、ジェトロの優良企業ダイレクトリー、VJCC 経営塾卒業生、AED 傘下の中小企業支援センター（以下、「TAC」という）に派遣されている SV の支援企業リスト等から近い将来国内に進出済みの外資系企業と取引の可能性のある自動車関連産業を含む現地企業をハノイ、ホーチミンそれぞれ 5 社（計 10 社）程度抽出し、現状調査を行う。
      - ii. 各関係機関と共に直接訪問調査を実施し、各企業の技術レベル・生産能力を把握するとともに、各種経営指標（売上・費用・利益等）、取引状況、各企業が抱えている経営面、技術面の課題、支援ニーズ、周辺環境への影響等を把握する。訪問調査にあたっては、調査の視点・ポイントにつき各関係機関に事前に十分説明を行うこと。
    - ③ 支援機関のネットワーク会合を開催し、支援企業が抱える課題への対応策を検討し、支援計画を策定する。
    - ④ 上記支援計画に基づき、支援ネットワーク参加機関及び人材による支援を実施する（経営、技術、資金、リンケージ強化等）。なお、企業訪

問・現場指導／コンサルテーション等による技術支援（経営管理・品質管理・生産技術等）・フィードバックを継続的に実施することで、各関係機関の職員の能力強化も図る。各社に対する支援期間は6ヶ月程度を目安とする

2) 支援内容にかかるモニタリングの実施

- ① 上記1)の活動を通じ支援した企業動向のモニタリングを実施する。
- ② 上記①のモニタリング結果を基に、支援実施方法の再検討（支援人材の役割/制度化、ネットワーキング方法を含む）を行う。
- ③ 上記①及び②を踏まえ、ネットワーク参加機関のサービス品質の強化及び支援人材が向上させるべき能力を明確化する。

3) 支援サービスへの受益者負担及び政府側財政負担等の方策検討

- ① 現状の類似の民間及び公的支援サービスの負担水準を確認する。
- ② 総合支援を実施するために、適切な受益者負担の水準及び政府側の財政負担の方策等につき検討を行う。

4) 各支援機関の能力強化及び支援サービスの質の向上にかかる検討・提言

- ① 新たな企業支援プログラムを開始する、または既存の支援プログラムを改善するために必要な能力強化策及びBDS提供体制の強化を検討する。
- ② 新規BDS提供プログラム開発及び既存のBDS提供プログラム改善のための支援（カリキュラム・シラバス、テキスト・講義マニュアル、企業診断マニュアル・技術支援マニュアル等）
- ③ 継続的に民間企業のニーズに合ったサービスを提供するための体制（①ニーズ調査の実施方法、②研修・支援サービス計画、③サービス実施、④モニタリング・評価、⑤顧客開拓）の確立を支援する。

(5) 支援人材の育成に関する現状調査とパイロット事業実施

1) 支援人材の実態把握

- ① コンサルテーション業界の市場規模、コンサルタントのバックグラウンド、支援ニーズに対応ができていない分野と課題等を調査する。
- ② 上記に基づき、支援人材のリストを作成し、公開可能な情報の整理を行う。
- ③ 上記(2)、(3)、(5)1)①、②の調査結果、及び(4)のパイロット事業の状況を踏まえ、公的支援機関のコンサルテーション支援及び支援人材育成にかかる（民間支援機関との連携・活用も含む）検討・提言を行う。なお、本検討にあたっては、コンサルテーション支援を行う人材（支援人材）として育成すべき人材、及び支援人材に求められる役割・能力・レベル・評価方法等についても提言を行うこと。

- 2) パイロット地域における支援人材育成拠点の確立及び支援人材の育成方法の検討にかかる調査
  - ① VJCC等現地で提供されている経営支援にかかる研修内容等も活用し、SMRJ専門家等が実施するカリキュラムの設定、研修教材、マニュアル等の開発及び翻訳への支援を行う。カリキュラムの設定にあたっては、可能な限り現地講師の活用を検討する。
  - ② 育成対象人材の所属機関を選定し、パイロット活動（支援人材育成研修）に参加する人材の選定をSMRJ専門家・関係機関とともにを行う。
  - ③ SMRJ専門家、現地講師等が実施する現地での支援人材育成研修（座学及び現地企業への診断実習）への支援を実施する。
  - ④ 日本における支援者育成の状況・支援者の役割にかかる理解の醸成のため、本邦招へいを実施する。詳細は（9）に記載のとおり。
  - ⑤ SMRJ専門家及びVJCCと共に、現地講師育成方法の検討を行う。
  
- 3) 支援人材研修及び育成された支援人材の活動にかかるモニタリングの実施
  - ① 育成された支援人材による活動のモニタリングを実施する。
  - ② 上記①に基づきSMRJ専門家等と共に支援人材育成方法の再検討を実施する。
  
- 4) 上記1)～3)に基づき、現地状況に合った支援人材の位置づけ・役割・育成対象人材、育成カリキュラム等を検討し、提言を行う。
  
- (6) インキュベーション支援のためのパイロット事業実施
  - 1) パイロット地域におけるインキュベーション支援事業の試行
    - ① インキュベーション支援にかかる関係機関を明確化する。
    - ② SMRJ専門家等が実施する支援機能の明確化と支援ノウハウの提供（インキュベーションマネージャー、メンター制度等）を支援する。
    - ③ 支援機関の連携にかかる検討・提言（支援機関ネットワークのあり方、産学官連携等）を行う。
    - ④ ハノイDPIとホーチミンDOITが運営するインキュベーション施設で支援する企業の選定及び施設における支援実施の活動を支援する。
  - 2) インキュベーション支援事業にかかるモニタリングの実施
    - ① インキュベーションセンターによるパイロット活動（経営面・技術面に対するアドバイス、資金アクセスに関する支援、企業間マッチング、販路開拓支援等）のモニタリングを実施する。
    - ② 上記①を踏まえ支援方法の再検討を行う。
  
- (7) 上記（2）～（6）を踏まえた産業振興基盤強化に向けた、AED及び関係機関に

よる連携にかかる検討、制度設計等に係る調査・提言

(8) 上記分析を踏まえた、AEDを中心とした具体的な協力内容の検討

(9) 本邦招へいプログラムの実施

1) 各業務を補完する形で、関係機関の産業／中小企業振興にかかる理解を促進することを目的とした本邦招へいプログラムの計画を立案する。本招へいプログラムにおいては、以下のとおり、①主要関係機関幹部及び支援人材候補者向け、及び②金融機関向けのプログラムを実施することを想定している。

① 主要関係機関幹部及び支援人材候補者を含む15名程度の参加者が、2週間程度の日程で来日し、本邦関係者との協議、各種視察等を実施する。また、支援人材候補者についてはSMRJの中小企業大学校におけるプログラムにも参加することを想定していることから、実際の招へいの時期、内容、参加者については、JICA及びSMRJと十分協議を行い、事前確認を得る。なお、本招へいについては本調査期間中に2回実施するものとする。

② SMEDF幹部及び職員、及び提携金融機関等幹部または職員を含む5名程度の参加者が、1週間程度の日程で来日し、本邦関係者との協議、各種視察等を実施する。本招へいプログラムの実施にあたっては、SMEDFと包括提携協定を締結している本邦金融機関等の協力を得ることも想定していることから、実際の招へいの時期、内容、参加者については、JICAと十分協議を行い、事前確認を得る。なお、本招へいについては本調査期間中に1回実施するものとする。

2) 本邦招へいを実施するコンサルタントは、当該本邦招へいに関し、以下の業務を行うこととする。なお、被招へい者に係る航空券手配、国内移動・宿舍手配、空港送迎等の受入業務、及び被招へい者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、JICAが行うものとする。

① 被招へい者の人選への支援

被招へい者の人選はJICAと先方政府関係者との協議で決定するが、コンサルタントは、先方政府関係機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勘案の上、人選に係るアドバイス等を行うものとする。

② 招へいカリキュラムの作成

招へい実施1か月前を目途に、招へいカリキュラムや日程／行程の詳細(案)を作成し、JICAの基本的な了解を得る。

③ 面談者・見学先等の手配

JICAの了解を得た招へいカリキュラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。

④ 招へいに係る関連資料の作成

招へいカリキュラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を英文で作成する。

- ⑤ 被招へい者への来日前説明への支援（タイミングよく現地業務がある場合）  
被招へい者への来日前の説明は、JICA が行うが、コンサルタントは当該説明会に同席し、招へいカリキュラムや日程／行程（案）について、説明を補佐するものとする。
- ⑥ 招へいカリキュラムの実施  
招へいカリキュラムや日程／行程（案）に基づき、招へいを実施する。原則として、招へいの全行程において、コンサルタントの業務従事者が同行するものとする。
- ⑦ 招へい実施報告書の作成  
招へいの実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、JICA に提出する。

(10) ワークショップ・セミナーの実施

- 1) インテリム・レポート提出時に、ハノイ及びホーチミンにてそれぞれ関係機関対象のワークショップを開催し、進捗状況の確認を行う。本ワークショップについては、関係機関の会場を使用することを想定する。
- 2) ドラフト・ファイナル・レポート提出時に、ハノイ及びホーチミンにおいて、関係機関及び今後ネットワークに参加する可能性のある機関等を対象としたセミナーを開催することとし、会場経費等関連経費を計上すること。同セミナーについては、半日のプログラムを目安とし、100名程度の参加を得ることを想定する。

7 成果品等

(1) 報告書・成果品

本業務実施の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。報告書には、本業務で検討・作成した各種ガイドライン、マニュアル等を添付すること。なお、本業務の成果品はファイナル・レポートとする。

【報告書】

	レポート名	提出時期	部数など
ア	インセプション・レポート	2017年6月下旬	和文6部（簡易製本） 英文20部（簡易製本）
イ	インテリム・レポート	2018年1月下旬	和文6部（簡易製本） 英文20部（簡易製本）



ウ	ドラフト・ファイナル・レポート	2018年8月下旬	和文6部（簡易製本） 英文20部（簡易製本）
エ	ファイナル・レポート	2018年10月上旬	和文6部（製本） 英文20部（製本） CD-R 1部

#### 【技術協力成果品】

業務の実施過程で作成する以下を含む技術協力成果品については、完成の都度 JICA 産業開発・公共政策部に提出するとともに、最終的にファイナル・レポートに含めて提出すること。なお、具体的な作成方針・手法・作成時期等（ドラフト・最終版）を、簡潔にプロポーザルで提案すること。

- ア 各種ガイドライン（案）
- イ 各種研修カリキュラム（案）
- ウ 各種業務フロー（案）、申請書フォーム（案）
- エ 各種能力強化・研修資料

#### (2) 報告書の仕様

- 1) 報告書（事業完了報告書を除く）の作成仕様は、A4版、ワープロ打ち、両面コピー、章毎改頁の編集とし、原則簡易製本とする。
- 2) 事業完了報告書の仕様（印刷・製本及び電子化の仕様）は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（[http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind\\_guide12\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind_guide12_01.pdf)）を参照し、製本する。
- 3) 添付資料等
  - ① プロジェクトに直接に関係のない資料は掲載しない（例：当該国の経済一般指標、国概況）。
  - ② 別冊形式の資料、及び多量の画像は電子データのみとする。

#### (3) 報告書作成にあたっての留意点

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、英文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。
- 2) 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載する。
- 3) 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

(4) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員に提出する。

(5) 収集資料

業務終了時に契約期間中に収集した資料及びデータを提出する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1 業務の工程

(1) 業務実施期間

本業務は、2017年6月中旬に開始し、2018年10月下旬の終了を目処とする。

#### 2 業務量の目処及び業務従事者の構成 (案)

(1) 業務量の目処

業務量は、下記を目処とし、効率的、かつ効果的な実施方法を提案する。

合計：43.17M/M

(2) 業務従事者の構成

本業務には以下に示す各分野の担当事項を担当する専門家が参加することを想定している。なお、担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由とともに、上記の業務量を超えない範囲においてプロポーザルにて提案する。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認められる。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括／産業・中小企業振興政策 (2号)
- ② 中小企業現状分析・企業診断 (3号)
- ③ 生産技術 (3号)
- ④ 産業・中小企業金融
- ⑤ 関係機関ネットワーキング促進1
- ⑥ コンサルテーション人材育成補助
- ⑦ インキュベーションセンター運営補助
- ⑧ 業務調整／関係機関ネットワーキング促進2

#### 3 配布／貸与資料及び閲覧資料

(1) 「中小企業支援機能強化プロジェクト完了報告書」

- (2) 「ベトナム社会主義共和国 中小企業技術支援センタープロジェクト終了時評価報告書」  
以下のウェブサイトで公開されています。  
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000175574>
- (3) 「ベトナム社会主義共和国 ベトナム日本人材協力センター・ビジネス人材育成プロジェクト中間レビュー調査報告書」  
以下のウェブサイトで公開されています。  
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000010354>
- (4) ベトナム国 「工業化戦略策定支援のための情報収集・確認調査」ファイナル・レポート  
以下のウェブサイトで公開されています。  
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000010420>
- (5) 「ベトナム国 ベトナム裾野産業育成のための中小企業振興機関の機能・能力強化に関する基礎情報収集・確認調査報告書」  
以下のウェブサイトで公開されています。  
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000021558>

#### 4 現地再委託

本業務においては、現地再委託は特に想定していないが、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地機関・コンサルタント等に現地再委託して実施することが効果的と判断される場合は、プロポーザルにて提案すること。

#### 5 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ベトナム事務所、在ベトナム日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

#### 6 不正腐敗防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務に従事してください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情

報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとします。

以上